【警察庁】

要望団体名：　ＮＰＯカラーユニバーサルデザイン機構

要望１．警察、消防、自衛隊、海上保安庁など官公庁での色覚検査は廃止する。もしくは自動車運転免許取得時に用いる「赤、黄、青の弁別可否」を取り入れる。仮性同色表やパネルＤ15 などの色覚検査を廃止する。それを以て、民間企業にも同様の基準採用を促す。それができない場合、なぜ運転免許取得レベル以上の色覚が必要かを示す。もしくは雇う側での多様な色覚への配慮ができない理由を示す。

（答）

警察官は、捜査活動や各種現場における活動等に従事しており、時間帯、場所、天候等を問わず、様々な条件下において、色の識別を含め諸対応を行う必要があることから、各都道府県警察においては、採用試験において、職務執行上必要とされる程度の色覚等を判別するための検査が実施されているものと承知。

【担当省庁】警察庁長官官房人事課

資料２－８

【国土交通省】

要望団体名：NPO カラーユニバーサルデザイン機構

要望１．警察、消防、自衛隊、海上保安庁など官公庁での色覚検査の廃止について

（答）

そもそも、多様な方が海上保安庁の業務を遂行できるようにしていくことが重要であると認識しておりますが、当庁の業務には色覚が必要なものもあります。

例えば、海上保安庁の業務の特性として、海技士、小型船舶操縦士資格を取得することとしており、海技士等に求められる身体検査基準（色覚が職務に支障をきたすおそれのないこと）を満たす必要があります。

同様に、航空機の操縦士資格取得に際しては、操縦士に求められる身体検査基準（色覚が職務に支障をきたすおそれのないこと）を満たす必要があります。

そのため、海上保安大学校や海上保安学校等の採用試験(※)においては、色覚検査を実施しているところです。

なお、海上保安庁では、人事院の国家公務員採用総合職・一般職試験の合格者も採用しており、それらの職員については色覚検査を実施しておりません。

採用要件の緩和は、随時、人事院と調整しており、今後も時代の変化に合わせ、採用制度や試験内容を不断に見直してまいります。

※　海上保安大学校学生採用試験
　　海上保安学校学生採用試験
　　船艇職員・無線従事者・航空機職員採用試験

【担当省庁】海上保安庁総務部教育訓練管理官
海上保安庁総務部人事課

【国土交通省】

要望団体名：NPO カラーユニバーサルデザイン機構

要望１．警察、消防、自衛隊、海上保安庁など官公庁での色覚検査の廃止について

（答）

航空管制官採用試験及び航空保安大学校学生採用試験は、航空管制業務等を担う航空保安職員を養成するための要員を採用するための試験です。

航空管制等の業務においては、レーダー機器をはじめとするさまざまな監視システムの画面表示、航空機の運航を支援する無線施設の制御機器類の作動ランプや配線など、さまざまな色によって、緊急、故障、注意、正常などの状態が即時に適切に識別できるようになっています。また、航空機の色や灯火、地上の航空灯火などを目視で確認して必要な情報を提供することも必要となります。

航空保安業務は航空の安全を確保しなければならない業務であり、上記の理由から採用試験において色覚検査を実施しております。

採用要件は、随時、人事院と調整しており、今後も業務環境等の変化に合わせ、採用制度や試験内容を不断に見直してまいります。

※　航空管制官採用試験
　　航空保安大学校学生採用試験

【担当省庁】国土交通省航空局交通管制企画課

要望団体名：ＮＰＯカラーユニバーサル機構

要望１．色覚検査の廃止について

（答）

国家公務員採用試験のうち一部の採用試験では、各採用府省の業務内容に応じて、求められる合格基準を設定した身体測定を実施している。

この身体測定において、色覚検査を実施している採用試験は、
①皇宮護衛官採用試験
②入国警備官採用試験
③航空管制官採用試験
④航空保安大学校学生採用試験
⑤海上保安大学校学生採用試験
⑥海上保安学校学生採用試験
である。

これらの採用試験において、色覚検査を実施する必要性やその合格基準については、各採用府省における業務の特性を踏まえて、各採用府省が判断しており、こうした判断に基づいて人事院が実施基準を設定している。

【担当省庁】人事院人材局試験専門官室

要望団体名：カラーユニバーサルデザイン機構

要望１．警察、消防、自衛隊、海上保安庁など官公庁での色覚検査は廃止する。もしくは自動車運転免許取得時に用いる”赤、黄、青の弁別可否”を取り入れる。仮性同色表やパネルD15などの色覚検査を廃止する。それを以て、民間企業にも同様の基準採用を促す。それができない場合、なぜ運転免許取得レベル以上の色覚が必要かを示す。もしくは雇う側での多様な色覚への配慮ができない理由を示す。

（答）

○　法律上、地方公務員である消防職員の採用に当たって、受験の資格要件や試験の方法を定め、試験を実施するのは、消防長など(※)とされています。

※　人事委員会を置く市町村にあっては、人事委員会の権限とされています。

○　したがって、色覚検査の要否やその内容については、基本的には、各消防本部がそれぞれの実情を踏まえて適切に判断すべきものです。

○　消防庁としては、平成29年度に実施した全消防本部に対する調査結果を踏まえ、平成30年９月に色覚検査に対する基本的な考え方について通知を発出し、全国８か所で説明会を開催しました。

○　この通知において、消防業務では色が重要な判断要素となる場合もあることから、消防本部において消防吏員の色覚の状況を把握しておくことは重要であるとする一方で、消防本部がその必要性に基づき採用試験で色覚検査を実施する場合には、消防業務への支障の有無を確認し、判断するための必要最小限のものとすることとしております。

○　いずれにしても、色覚異常の症状は人によって様々であり、あらかじめ状況を把握しておくことで、本人の自覚を促し、周囲のサポートが得られることで、事故の未然防止につながるとともに、消防現場において幅広い人材を確保することにも資するものと考えています。

【総務省】

○　引き続き、各消防本部における採用時の色覚に関する要件や検査が過度のものとならないよう、努めてまいります。

【担当省庁】総務省消防庁消防・救急課

要望団体名：NPO カラーユニバーサルデザイン機構

要望１.「警察、消防、自衛隊、海上保安庁など官公庁での色覚検査は廃止する。もしくは自動車運転免許取得時に用いる”赤、黄、青の弁別可否”を取り入れる。仮性同色表やパネル D15 などの色覚検査を廃止する。それを以て、民間企業にも同様の基準採用を促す。それができない場合、なぜ運転免許取得レベル以上の色覚が必要かを示す。もしくは雇う側での多様な色覚への配慮ができない理由を示す。」について

（答）

これまで、自衛官は銃火器を使用する機会もあり、個人及び部隊全体の安全確保の観点から、自衛官として適した心身的要件の一つとして色覚基準を定め、「色盲又は強度の色覚異常でないもの」を採用してまいりました。

一方で、厳しい募集環境を踏まえ、多様な人材を確保する観点から、色覚について職務の遂行に支障が生じない職務もあることから、その適用の見直しを本年９月に行いました。

自衛官候補生及び一般曹候補生採用試験のうち、陸上自衛官志願者における色覚検査において、必要とする身体要件として、「運転免許を取得可能」としました。具体的には、現行の「石原式」「パネル D15」において不合格となった者について、運転免許取得要件を確認するための「色彩識別検査（赤、黄、青の弁別可否）」を実施し、弁別できた者を採用する、とする試行を当分の間実施することといたしました。

今後、この試行の結果を踏まえ、自衛官に必要な身体要件について引き続き検討していきたいと考えております。

＜参考＞

・色覚検査のフローチャート

・

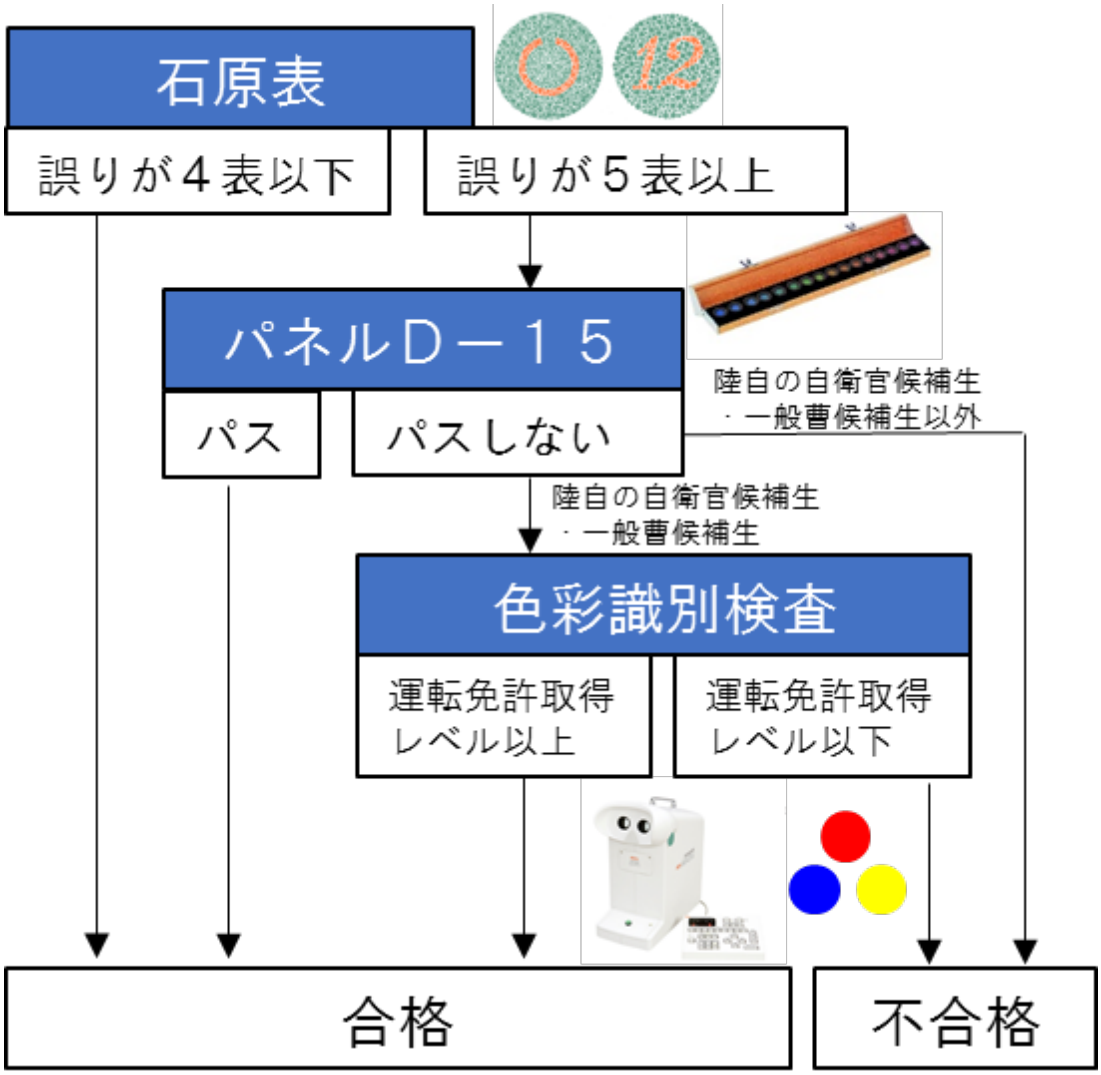

【担当省庁】防衛省人事教育局人材育成課
防衛省人事教育局衛生官

要望団体名：NPO カラーユニバーサルデザイン機構

２．本年１月の「色覚障害を障害者差別解消法の対象と位置づける。視覚や聴覚などと同列に併記するか少なくとも視覚障害の一種として明記する」という要望について、内閣府より「視覚障害等の区分において色覚障害に係る事例を既に盛り込んでいるところです。」と回答いただいたが、
A 視覚障害よりも色覚障害の人数が多いこと
B 各障害種別の項目がそのまま地方行政のガイドラインに転用されるため色覚への配慮が抜け落ちていることを加味し、事例集に入れるのみでなく項目名に他障害と同等に併記する。

（答）
内閣府が取りまとめ、公表している障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供や環境の整備に係る事例集においては、「視覚障害」等の区分において、「色覚障害」に係る事例を盛り込んでいるところですが、当該事例集の充実については、関係省庁、地方公共団体、障害者団体などから提供される様々な事例等を踏まえ、御指摘の点も含め総合的に検討していきたいと考えております。

【担当省庁】内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当

要望団体名：ＮＰＯ法人カラーユニバーサルデザイン機構

要望３．本年１月の「国民への色覚多様性についての啓発。具体的には初等教育の中に盛り込む」という要望について、文部科学省より「文部科学省においては、人権教育の指導方法に関するモデル事業及び調査研究等を実施しており、これらを通じて、各教育委員会等における取組を促してまいります。」と回答いただいたが、モデル事業及または調査研究等にぜひ参加させてほしい。または具体的な内容を教えてほしい。

（答）

○　人権教育研究推進事業は、毎年、都道府県教育委員会等に委託し、学校における人権教育全般についての指導方法の改善等を図ることを目的として実施しているものであり、色覚について特段取り扱っているものではありません。

○　文部科学省では、全国の学校保健担当指導主事等を対象とした研修会や全国規模の養護教諭等が参加する研修会において、色覚に関する内容の周知に努めているところです。

【担当省庁】文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

要望団体名：ＮＰＯ法人カラーユニバーサルデザイン機構

要望４．殆どの教科書会社が小学校教科書に色覚に配慮した旨を記載しているが、実際に色覚障がい父兄より「自分にはわかりにくい、と子供が言っているのだが」という相談が当機構に寄せられている。教科書会社の自主取組みでは配慮が不足していることが伺えるが、これを防ぐためにチェック機能（具体的に最低限必要な配慮方法の整備と公開）を国として持つ。その予算を確保する。

（答）

○　教科書は民間の教科書発行者の創意工夫により著作・編集が行われているものですが、カラーユニバーサルデザイン化に向けた取組も、各教科書発行者において進められているところです。
　特に、来年度から小学校で使用される新学習指導要領に基づく教科書では、全ての発行者が色覚の多様性に配慮した取組を行っていると認識しております。例えば、専門家の監修や校閲を受けつつ、識別しやすい配色や、色に頼らないデザイン等の配慮がなされています。

○　この状況を踏まえ、文部科学省においても、教育委員会に対して、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、障害その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものとなっているかどうかについても留意することが望ましい旨通知しております。
　特に、今年度は、従来課長名の通知に記載しておりましたが、局長名の通知に記載するとともに、教科書発行者による取組の例を内容に盛り込むことで、調査研究に当たり検討していただきたい事項を明確にしております。
　（平成３１年３月２９日付 30 文科初第 1853 号文部科学省初等中等教育局長通知）

○　引き続き、児童生徒が読みやすい教科書で学習ができるよう配慮してまいります。

【文部科学省】

要望団体名：ＮＰＯ法人カラーユニバーサルデザイン機構

要望５．学校における色覚障がいへの配慮を進めるため養護教諭向けの研修会を開催する。その予算を確保する。

（答）

○　文部科学省では、全国の学校保健担当指導主事等を対象とした研修会や全国規模の養護教諭等が参加する研修会において、色覚に関する内容の周知に努めているところです。

＜参考＞
・学校保健全国連絡協議会
　　平成３１年２月１日（金）
・健康教育・食育行政担当者連絡協議会
　　令和元年５月３０日（木）～５月３１日（金）

・健康教育指導者養成研修（独立行政法人教職員支援機構）
　　令和元年９月１７日（火）～９月２０日（金）

【担当省庁】文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課